

2022年2月7日

宮津市長 城崎 雅文 殿

日本野鳥の会京都支部

支部長 船瀬 茂信

〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町 50  
アサダ観光ビル 2階 CD室

公益財団法人日本野鳥の会

理事長 遠藤 孝一

〒141-0031 東京都品川区西五反田 3-9-23  
丸和ビル

**希少鳥類の保全と生物多様性の存続に伴う  
（仮称）丹後半島第一風力発電事業および  
（仮称）丹後半島第二風力発電事業に対する要望書**

日頃より日本野鳥の会京都支部（以下、当支部という）ならびに（公財）日本野鳥の会が行う自然保護活動に対してご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、京都府の宮津市から伊根町、京丹後市にかけての丹後半島において、前田建設工業株式会社（以下、事業者という）が計画する（仮称）丹後半島第一風力発電事業および（仮称）丹後半島第二風力発電事業（以下、対象事業という）について、計画段階環境配慮書における対象事業実施区域（以下、計画地という）およびその周辺に生息する希少鳥類を保全し、生物多様性を存続する観点から、下記の通り要望いたします。

記

**【要望内容】**

事業者による対象事業の実施は、丹後半島における豊かな鳥類相に悪影響を与えることが避けられず、特に希少鳥類であるコウノトリ（特別天然記念物、種の保存法の国内希少野生動植物種）、ブッポウソウ（京都府の絶滅寸前種、希少野生生物）、クマタカ（種の保存法の国内希少野生動植物種、京都府の絶滅危惧種）、ハチクマ（京都府の絶滅危惧種）、コハクチョウ（京都府の絶滅危惧種）等、及び京都府の鳥であるオオミズナギドリの生息そのものに影響を及ぼし、鳥類の種類によっては地域絶滅のリスクを高めます。また、種の保存法の国内希少野生動植物種であるアベサンショウウオが生息する豊かな生物多様性が損失する可能性もあります。

以上より、宮津市長として事業計画の見直しを含めた厳しい行政勧告を行っていただきたい。

## 【背 景】

当支部と（公財）日本野鳥の会が2022年1月13日付で事業者に提出した添付の『「(仮称)丹後半島第一風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」および「(仮称)丹後半島第二風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見書』に記載していますように、対象事業に係る計画地とその周辺は、KBAや弥栄町スイス村鳥獣保護区に囲まれ、京都府内でも有数の鳥類相の豊かさを有しており、コウノトリ（特別天然記念物、種の保存法の国内希少野生動植物種）、ブッポウソウ（京都府の絶滅寸前種、希少野生生物）、クマタカ（種の保存法の国内希少野生動植物種、京都府の絶滅危惧種）、ハチクマ（京都府の絶滅危惧種）、コハクチョウ（京都府の絶滅危惧種）等、及び京都府の鳥であるオオミズナギドリが生息・飛来しています。

これら計画地の鳥類相や希少鳥類は、風力発電施設の建設による生息地破壊や風車へのバードストライクなどの影響を受けやすく、事業を中止しない限り、その影響は回避できないものと予測します。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の第三十四条にある「土地の所有者又は占有者は、その土地の利用に当たっては、国内希少野生動植物の保存に留意しなければならない。」という土地所有者の義務や、文化財保護法における天然記念物の保存への配慮義務に鑑みても、計画地での風車建設により上記の希少鳥類の生息に影響を与えることは避けるべきであり、事業者は現段階で事業を中止し白紙撤回すべきであると考えます。

なお、当支部と（公財）日本野鳥の会は、地球温暖化を防ぐために、二酸化炭素削減を目的とした再生可能エネルギーを導入することには賛成ですが、そのために鳥類をはじめとする生物多様性が損なわれたり、自然環境が破壊されることは本末転倒であると考えています。風力発電施設建設については、ヨーロッパで行われている予防原則に基づくゾーニングや、当会が提唱するセンシティブティマップを導入すべきであると考えます。そうした対策を講じない風力発電施設の建設に対しては強く反対しています。

以上

## 添付資料

『「(仮称)丹後半島第一風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」および「(仮称)丹後半島第二風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見書』（日本野鳥の会京都支部・（公財）日本野鳥の会）